

助成金交付基準（平成20年5月30日市民まちづくり局理事決裁）

現 行	改正後	備考
<p>2 審査における採点・助成金配分方法</p> <p>(1) 採点方法</p> <p>①～② （省略）</p> <p>(2) 助成金配分方法</p> <p>① （省略）</p> <p>② 分野指定助成・テーマ指定助成</p> <p>公開による事業説明会を開催し、審査を行う。ただし、促進テーブルが必要と認める場合は、事業説明会を開催する前に、提出された書類による選考を行うことができる。</p> <p>ア)～ウ) （省略）</p>	<p>2 審査における採点・助成金配分方法</p> <p>(1) 採点方法</p> <p>①～② （現行のとおり）</p> <p>(2) 助成金配分方法</p> <p>① （現行のとおり）</p> <p>② 分野指定助成・テーマ指定助成</p> <p>公開による事業説明会を開催し、審査を行う。ただし、促進テーブルが必要と認める場合は、事業説明会を開催する前に、<u>提出された書類による選考を行うことができるほか、公開による事業説明会を行わず、提出された書類により促進テーブルの審査を行うことができる。</u></p> <p>ア)～ウ) （現行のとおり）</p>	<p>書類による審査方法を明記</p>